

一般社団法人日本繊維機械学会「テキスタイル技術教育研究会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は、一般社団法人日本繊維機械学会の研究会「テキスタイル技術教育研究会」と称する。

(事務局)

第2条 この研究会の事務局は、一般社団法人日本繊維機械学会本部に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 テキスタイル技術に関する研究者、技術者と教育実践者の連携を図り、テキスタイル技術教育の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本研究会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テキスタイル技術に関する教育事業
- (2) テキスタイル技術教育に関わる人や団体の交流とネットワークの形成
- (3) テキスタイル技術教育に関する研究会や講演会等の企画・実施
- (4) テキスタイル技術教育に関する共同研究の実施
- (5) その他、運営委員会において適当と認めた事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本研究会は次の会員をもって組織する。

- (1) 本研究会の目的に関心を持つ個人
- (2) 本研究会の目的に関心を持つ団体

(入会)

第6条 本研究会の会員になろうとする者は、所定の書式に必要事項を記入して本会事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本研究会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年度、会費を支払う義務を負う。ただし、本学会フェローは会費を免除する。

- 2 年度途中での入会であっても、一年度分の会費を納める。
- 3 年度途中での退会であっても会費は返却しない。
- 4 個人会員 年額 5,000 円 (税別)
- 団体会員 年額 50,000 円 (税別)

(退会)

第8条 会員は、所定の書式に必要事項を記入して本会事務局に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡、又は本研究会が解散したとき
- (3) 除名すべき正当な事由があると総会で決議されたとき

第4章 総会

(構成)

第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(決議事項)

第11条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 事業・会計に関する事項
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) その他、本会の目的達成のための必要事項

(開催)

第12条 総会は、原則毎事業年度に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 総会は、運営委員会の決議に基づき委員長が招集する。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が招集する。委員長及び副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各運営委員が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、委員長がこれに当たる。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がこれに当たる。委員長及び副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各運営委員がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、個人会員1名、団体会員1団体につき、それぞれ1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 総会に出席できない会員は、その他の代理権を証明する書面を委員長に提出するこ

とにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第5章 役員

(役員)

第18条 本会に、次の役員（日本繊維機械学会・会員）を置く。

(1) 運営委員 15名以内

(役員を選任)

第19条 運営委員は総会によって選出される。

2 運営委員の互選により、委員長1名を選任するものとする。

3 委員長は、運営委員のうちから3名以内の副委員長を指名できるものとする。

(職務)

第20条 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 委員長は、この規約で定めるところにより、本研究会を代表し、職務を執行する。

3 副委員長は、委員長の業務を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務に関わる職務を執行する。

4 運営委員は事業に対し助言し、その執行に協力する。

(任期)

第21条 運営委員の任期は選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長に、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第22条 本研究会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、すべての運営委員をもって構成する。

(職務)

第23条 運営委員会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 委員長の選定

(3) 会務の審議

(4) 本研究会の目的に沿い、運営上必要な企画、事業及び広報などを担当する。

(招集)

第24条 運営委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第25条 運営委員会の議長は委員長が務める。

2 委員長が欠席したときの議長は副委員長が務める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第10章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、運営委員会の決議を経て、総会の承認を経なければならない。

第11章 補則

(委任)

第29条 この規約に定めるもののほか、本研究会の運営に必要な事項は、運営委員会の決議により別に定める。

附則 この規約は2018年6月17日から施行する。